

青森県報

号外第十七号

平成二十三年
三月十七日
(木曜日)

目 次

訓 令

生活再建・産業復興局設置規程…………… (人事課) ……
青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

生活再建・産業復興局設置規程を次のように定める。

平成二十三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

生活再建・産業復興局設置規程

(設置)

第一条 総務部に生活再建・産業復興局(以下「局」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 局は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事務を所掌する。

(チーム)

第三条 局長は、局にチームを置くことができる。

2 チームの分掌事務は、局長が定める。

(局の職等)

第四条 局に局長及び次長を置く。

2 局長は、上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 次長は、局長を補佐し、局の事務を整理する。

第五条 チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、チームの事務を掌理する。

第六条 局に必要な応じ理事、参事、総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主査及びその他の職員を置く。

2 理事は、特に命ぜられた重要な事項を総括整理する。

3 参事は、特に命ぜられた事項を総括整理する。

4 総括副参事は、上司の命を受け、局の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

5 副参事は、上司の命を受け、局の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

6 総括主幹は、上司の命を受け、局の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

7 主幹は、上司の命を受け、局の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

8 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

9 その他の職員は、上司の命を受け、局の事務に従事する。

(局の担当次長等)

第七条 総務部の次長のうち防災消防課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、局に係る事務を整理する。

2 総務部の報道監のうち局に係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、局の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(部局内部監査規程の一部改正)

2 部局内部監査規程（昭和三十五年九月青森県訓令甲第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「課」の下に「生活再建・産業復興局」を、「チーム」の下に「（生活再建・産業復興局のチームを除く。）」を加える。

（青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部改正）

3 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「チームリーダー」を「生活再建・産業復興局長、チームリーダー（生活再建・産業復興局のチームリーダーを除く。）」に改める。

（青森県職員安全衛生管理規程及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正）

4 次に掲げる訓令の規定中「課」の下に「生活再建・産業復興局」を、「チーム」の下に「（生活再建・産業復興局のチームを除く。）」を加える。

一 青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）第二条第四号

二 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程（平成十四年八月青森県訓令甲第四十号）第六条第一項

（官報報告事務取扱規程の一部改正）

5 官報報告事務取扱規程（昭和二十三年三月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「各関係課」の下に「生活再建・産業復興局」を、「チーム」の下に「（生活再建・産業復興局のチームを除く。）」を加える。

（青森県文書取扱規程の一部改正）

6 青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「課長」の下に「生活再建・産業復興局長」を、「チームリーダー」の下に「（生活再建・産業復興局のチームリーダーを除く。）」を加え、同条第二項中「グループマネージャー」の下に「（生活再建・産業復興局のチームリーダーを含む。）」を、「そのグループ」の下に「（生活再建・産業復興局のチームを含む。）」を加える。

第五条中「各課」の下に「生活再建・産業復興局」を、「チーム」の下に「（生活再建・産業復興局のチームを除く。）」を加える。

第九条第二項中第十七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 生活再建・産業復興局長印
第十三条の表水産局長印の項の次に次のように加える。

生活再建・産業復興局長印 生活再建・産業復興局長

第二十二條第一項の表第一号アウ中「次長」の下に「（生活再建・産業復興局次長を除く。第三十五條第一項において同じ。）」を加える。

別表第一の2の表中「 ニ 」を「 ニ 」に改める。

別表第二中「 ニ 」を「 ニ 」に改める。

別表第二中	「 ニ 」	「 ニ 」
	「 ニ 」	「 ニ 」

青森県訓令甲第二号

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月十七日

青森県知事 三村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「行政経営推進室長」の下に、「生活再建・産業復興局長」を加え、同条第八号中「課長代理及び」を「課長代理、」に、「をいう」を「及び生活再建・産業復興局次長をいう」に改める。

第四条第三項中「行政改革・危機管理監又は次長」を「行政改革・危機管理監、次長又は生活再建・産業復興局長」に改め、同条第六項中「課」の下に「生活再建・産業復興局、」を、「チーム」の下に「(生活再建・産業復興局のチームを除く。)」を加える。

第九条第二項中「又は次長」を、「次長又は生活再建・産業復興局長」に改める。

第十条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該事務が生活再建・産業復興局の分掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 総務部長が不在のときは、生活再建・産業復興局長がその事務を代決する。

二 総務部長及び生活再建・産業復興局長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 総務部長、生活再建・産業復興局長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の総務部次長がその事務を代決する。

四 総務部長、生活再建・産業復興局長及び総務部次長一人がともに不在のときは、生活再建・産業復興局次長がその事務を代決する。

第十一条第四項中「課」の下に「生活再建・産業復興局、」を、「チーム」の下に「(生活再建・産業復興局のチームを除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭